

平成18年度財団法人埼玉県体育協会
第4回理事会議事録

日 時：平成19年3月15日（木） 午後2時00分より

会 場：財団法人埼玉県自治会館4階ホール

出席者：20名 委任者：10名 事務局：5名

定足数の確認

○理事34名のうち出席20名・委任10名・合計30名、寄附行為第26条第2項により理事会成立を報告。

あいさつ 坂本会長

「彩夏到来08埼玉総体」にむけて
第62国民体育大会関東ブロック大会について（本県開催）

○議長は寄付行為26条第1項により坂本会長。

報告事項

第62回国民体育大会の成績について

○第62回国民体育大会冬季大会スケート・アイスホッケー競技会は、1月27日（土）から31日（水）の5日間群馬県において開催され、スキー競技会は2月10日（土）から13日（火）の4日間秋田県で開催された。冬季大会通算成績は、昨年を上回り天皇杯149点を獲得し第9位、皇后杯も14位から11位と躍進した。強化対策委員会で掲げた目標に向かい良いスタートが切れた。競技別成績では、埼玉県アイスホッケー協会が初の競技別天皇杯獲得という輝かしい快挙を成し遂げた。来年は関東ブロック大会が本県で開催され高い突破率が期待できるので、本大会に向けて競技団体と一丸となって臨みたい。

○ただいまの報告について何かご質問はありますか。

○承認。

専門委員会の活動経過について

《総務委員会》

○理事会に先立ち本日開催した。予算・事業計画・新規加盟団体・規程の一部改正などを検討いただいた。後ほどご審議いただきたい。平成19年度から加盟分担金の値上げが行われる。分担金については、資料2-2の別表1のとおりで、変更された競技団体のグループ分け及び年額については、既に通知済みである。

《選手強化対策委員会》

○1月19日（金）に第2回選手強化対策委員会を開催し、選手強化対策常任委員会で検討した、第62回国民体育大会の強化基本方針や基本計画の承認をいただいた。基本方針では、天皇杯・皇后杯第2位以上という高い目標を掲げている。

《普及委員会》

- 1月19日（金）に第1回普及委員会を開催した。キャッチフレーズの活用状況では、50市町村で活用され、その内23施設で常設されている。スポーツ少年団では使用を義務的事項として取り組まれている。平成19年度に向けた取り組みとして、もっと一般の方々へアピールするための啓発用品として、車のフロント硝子の日よけ「サンシェード」と「セロハンテープ」を作成する。次に、総合型地域スポーツクラブについては、今年度は「より多くクラブに足を運ぶ」ことを掲げ、育成中のクラブや啓発活動で述べ約100回以上現場に足を運んだ。概ね、順調に育成されているが、まだ取り組んでいない市町村が70市町村中38市町村あるので、平成19年度は38市町村への啓発活動に力を入れて行く。

《スポーツ科学委員会》

- 本年度の事業については、3月22日（木）に開催する総会をもって全て終了となる。平成19年度については、特にドーピング関係については、静岡県（第58回国体）から取り組まれ、ユネスコにおいてはアンチ・ドーピング条約が採択されており、日本国も条約の作成に積極的かつ建設的に取り組んでおり、まさに国を挙げて取り組む事項となっている。なお一層教育啓発活動に取り組んでいく。

《スポーツ少年団》

- 1月27日（土）28日（日）の2日間、各市町村の種目別代表者を一堂に会した指導者現地研修会を実施した。総勢272名の参加をえた。1日目は講演と分科会を行い、講演では、団員増加策に取り組んでいる指導者に発表いただいた。分科会では、12種別に分かれ平成19年度の運営等について話し合われた。2日目は、早稲田大学の金子香織先生による「ジュニア期のスポーツと栄養」のご講演をいただいた。埼玉県スポーツ少年団駅伝競走大会が2月11日（日）、朝霞市陸上競技場周辺コースで開催され、男子55チーム・女子38チームが参加した。本大会も年々参加団が増えてきている。日本スポーツ少年団の全国機関紙「スポーツジャスト」の表紙を上尾市スポーツ少年団の駅伝競走大会が飾っている。ご覧頂きたい。3月26日（金）から29日（月）には長崎県において第4回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会が開催され、本県からは、さいたま市の岩槻ジュニアバレーが参加する。3月27日（土）から29日（月）には岡山県において第29回全国スポーツ少年団剣道交流大会が開催され、本県からは秩父市の荒川剣道スポーツ少年団が参加する。両チームの活躍を期待したい。県内では、3月25日（木）に大宮公園野球場において埼玉県小学生軟式野球交流大会総合開会式が行われる。約450団9000名が参加する。

- ただ今の報告事項について何かご質問等ございますか。

- 承認。

協議議事

平成19年度事業計画及び予算について

- 基本方針は、1長年培った選手育成のノウハウを活かし、さらなる競技力向上を図り世界に羽ばたく彩の国アスリートを育成する。2県民が健康で活力ある生活を築くため、さらなる県民スポーツの振興を図り、生涯スポーツ社会の実現を目指す。以上の

ように県民スポーツの振興と競技力の向上を掲げた。Ⅰスポーツ振興事業の 1. 総合型地域スポーツクラブの育成推進事業では、埼玉県教育委員会及び埼玉県広域スポーツセンター（通称：ふあいぶる）と連携して彩の国スポーツプラン 2010 に沿ったスポーツの振興を図り、アからキの 7 つの事業を行う。文部科学省では、従来の小中学校区における総合型地域スポーツクラブの育成から、まだ手がけていない市町村への啓発育成に変わってきており、未育成市町村への総合型地域スポーツクラブ設立に向けた普及啓発活動が新たに加わった。2. 生涯スポーツ地域振興助成事業は、2 市町村以上の交流で、広域地区のスポーツ振興と地域文化の発展を図る。3. 公認スポーツ指導者養成講習会の開催では、9 月からバレーボール・バスケットボール・ラグビー・ソフトボール・なぎなた・ゲートボールの 6 競技を開催予定。4. 埼玉駅伝競走大会の開催。5. スポーツ活動の支援事業の充実では、新たに国民体育大会実施競技団体スポーツ安全管理推進活動を加えた。国民体育大会傷害補償制度の加入実績に基づき 1 人 500 円の還元を行う。6. 加盟団体運営補助事業の実施。Ⅱ競技力向上事業では、彩の国まごころ国体で培った競技力を活かし、次代を担う彩の国アスリート並びに世界に羽ばたく彩の国アスリートを育成する。特に、平成 20 年に埼玉県において全国高等学校体育大会「彩夏到来 08 埼玉総体」が開催されるので、埼玉県中学校体育連盟・埼玉県高等学校体育連盟への育成支援を引き続き行う。彩の国アスリート育成強化事業・スポーツ環境整備事業・支援スタッフサポート事業・競技団体指定クラブ強化事業・期別強化訓練事業・中高体連育成強化事業・ジュニア育成補助事業・指導者養成・資質向上事業・埼玉県強化コーチ研修会兼国民体育大会必勝対策会議・競技団体長支援企業等協議会・埼玉県スポーツ指導者研修会・国際競技派遣事業、以上 12 の事業を展開する。スポーツ少年団事業は、埼玉県スポーツ少年団 12 種目別大会の開催・野外活動の埼玉県スポーツ少年団大会・日独同時交流派遣および受入。受入については宮代町にて行う。指導者養成・研修事業では、指導者の資質の向上とリーダー養成研修事業を行う。地域における少年団の活性化と交流を図るため地域交流補助事業を行う。国内交流大会派遣事業では、全国スポーツ少年団大会（リーダーズアクション 2007）・関東ブロックスポーツ少年団大会・全国競技別交流大会・関東ブロックスポーツ少年団競技別交流大会に代表となった団員等を派遣する。Ⅳスポーツ科学研究事業は、スポーツを医学的・科学的・コーチングの見地から研究し、競技力の向上と県民の健康の増進を図ることを目的とし、アンチ・ドーピング教育啓発事業・国体選手の健康管理事業・国民体育大会へスポーツドクターの派遣。研修会・講習会では、トレーナー研修会の開催・コーチングセミナーの開催・ヴィクトリー・サミットの開催等を実施。Ⅴ免税募金活動の充実では、本会のみならず、競技団体及び市町村体育協会や総合型地域スポーツクラブ育成指定クラブを指定した寄付金に免税募金事業を活用してスポーツ団体の活性化を図る。Ⅵスポーツ振興くじ助成事業の推進。Ⅶ広報・普及活動事業では、「スポーツ埼玉」誌の発刊を年 1 回に変更。ホームページの充実・キャッチフレーズの活用・スポーツ少年団機関紙「スポーツともだち仲間たち」を年 3 回発刊する。Ⅷ顕彰事業では、埼玉県体育賞で功労者表彰・優秀選手賞・栄光賞の表彰を行う。県内全ての小中高校等を対象にした財団法人埼玉県体育協会体育優良児童生徒表彰。第 62 回国民体育大会表彰・埼玉県スポーツ少年団表彰。Ⅸ諸

会議では、理事会を年 4 回。評議員会を年 2 回。6 月に郡市町村連絡会議を県内 4 会場で行う。専門委員会では、総務委員会・広報委員会・普及委員会・強化対策委員会・スポーツ少年団本部員会等を行う。来年は本県で関東地区体育協会連絡協議会が開催される。5 月 22 日さいたま市を予定。X 第 62 回国民体育大会関東ブロック大会については、来年度は本県で開催される。中心会期が平成 19 年 8 月 17 日（金）～19 日（日）で、県内 22 市 3 町・県外会場として山梨県・群馬県・東京都にお願いしてある。実施競技は本大会 29 競技・冬季大会 1 競技。なお、関東ブロック大会の実行委員会の設立総会を今月の 22 日（木）に開催いたします。

- 平成 19 年度予算についてご説明いたします。一般会計では、基本財産運用収入・特定財産運用収入は例年並み。補助金収入では、関東ブロック大会開催に伴い日本体育協会からの補助金が 6,900,000 円の増額で 12,520,000 円。負担金収入では競技団体の加盟分担金の改定を行ったので、8,010,000 円の増額で 10,100,000 円。平成 19 年度の運営事業活動収入合計は 111,593,000 円。支出については、役員職員にかかる自然増。広報費支出ではスポーツ埼玉誌の発刊を年 1 回にしたので 4,000,000 円の減額。来年度の新規事業として国民体育大会実施競技団体スポーツ安全管理推進活動の増額。運営事業活動支出合計は 109,612,000 円、次期繰越収支差額の 20,000,000 円については今回から始めて計上した。本会の収入の多くは県費補助金が占めており、第 1 回の支払いが概ね 6 月下旬なので、4 月から 6 月における義務的経費を確保するものである。スポーツ振興事業特別会計については、県費補助金が 5%減額（8,580,000 円）の 162,870,000 円。スポーツ振興事業活動収入合計 227,913,000 円。選手強化にかかる経費は例年並みの計上をしたが、平成 18 年度に新規事業で予算化された「彩夏到来 08 埼玉総体育成支援事業」については、7,500,000 円減額の 20,500,000 円。スポーツ少年団事業は例年のとおり。生涯スポーツ振興費支出は、平成 17 年度までは一般会計で執行されていた事業で本年度から事業費で執行となった。国民体育大会等への役員・職員の派遣を縮小し減額した。スポーツ振興事業活動支出合計 227,370,750 円。事業部特別会計は大宮公園にある飛行塔の会計。保険料については、会計事務所等と確認したところ、請負業者が負担すべきとのご指導をいただいたので、委託先である東京ハイランド社が負担することとなった。学校体育団体等補助事業は、学校体育協会・県小学校体育連盟・県女子体育連盟・県高等学校体育連盟・県中学校体育連盟・県体育指導委員協議会・県レクリエーション協会への運営費補助。免税募金特別会計では同額を計上。スポーツ振興くじ助成事業特別会計は平成 19 年度も助成がないので休眠状態。収支予算書総括表は各会計を合わせてある。
- ただいまの説明について何かご質問・ご意見等ございますか。
- 事業計画の中に生涯スポーツ地域振興助成事業の計上はどこか。
- 予算書の P4 の（5）生涯スポーツ振興費支出の 4 生涯スポーツ交流費支出に計上。
- 例年のとおり、あとから実施要項等が示されることでよろしいか。
- そのとおりです。
- 他に何かございますか。無いようであれば、第 1 号議案並びに第 2 号議案についてご承認いただけますか。
- 意義無し。

○意義無しと認め、第 1 号議案及び第 2 号議案は原案のとおり承認することにいたします。

新規加盟団体について

- 9 団体から加盟申請があったので、加盟審査委員会を 2 回行い、加盟審査要項に従い慎重に審議をしていただいた結果、埼玉県トライアスロン連合・埼玉県少林寺拳法連盟・埼玉県武術太極拳連盟・埼玉県ダンススポーツ連盟の 4 団体について基準を満たしているので、平成 19 年度からの加盟を認めていきたい。なお、分担金については、埼玉県トライアスロン連合は B グループ・埼玉県少林寺拳法連盟は B グループ・埼玉県武術太極拳連盟は A グループ・埼玉県ダンススポーツ連盟は A グループとする。
- 第 3 号議案について何かご質問等ございますか。
- 認められた経過について概略を教えてください。
- 加盟審査要項の審査項目に従い審査したが、主などころでは、支部が 1/4 以上あること、規約の整備と健全な財政状況を見た。その上で全国的組織が日本体育協会に加盟又は準加盟しているかを確認した。県のレクリエーション協会に加盟している団体は、県内における 2 重加盟は認めなかった。その他の団体は支部が 1/4 に達していなかった。
- 当市の場合、ダンススポーツ連盟はレクリエーション協会に加盟している。各地域に戻った場合、どのようにしていくとよいか。
- 日本体育協会と都道府県体育協会との関係においても同様であり、市町村体育協会においてもご苦勞があると思うが、本会の場合は、あくまでも加盟規程及び加盟審査要項に基づいて決めている。確かに、市町村においては同じスポーツ団体がある市では体協に加盟し、別の市ではレク協に加盟していることがあるのは承知しているが、どちらに加盟できるかを我々で決めてしまうことまでは出来ないと考えている。
- 市町村体育協会においては、体協とレク協のどちらに加盟すべきか迷うところが多い。
- 競技団体においては、国民体育大会の種目にしたいといった思惑などから、体育協会への加盟を目指しているところもある。
- 以前は、県体育協会の加盟規程でも国体種目に限っていたと思う。広く門戸を開くことには賛成だが、地域（市町村）に戻ると判断が難しい。何か良い妙案があればご示唆いただきたい。
- 市町村体育協会やレクリエーション協会に対しての統一的なお願いは難しいと思うが、県の競技団体については、各団体の考え方も有ると思うが、なるべくすっきりと出来るように指導していきたい。
- 無いようであれば、第 3 号議案についてご承認いただけますか。
- 意義無し。
- 意義無しと認め、第 3 号議案は原案のとおり承認することにいたします。
- 3 月 26 日（月）の評議員会に提案させていただく。

役職員の倫理規程の一部改定について

- 第 3 回の理事会で役・職員倫理規程第 6 条でご意見を頂いた弁明の機会について「た

だし、この場合、理事会及び評議員会で議決する前に当該役・職員に弁明の機会を与えなければならない。」を明記させていただいた。次に、加盟審査要項については、今回審査をしていく段階で、全国的組織の有無とその団体の健全性を知るためには、やはり日本体育協会への加盟又は準加盟が一つの判断材料となるので、審査要項の1審査項目(5)組織の整備状況及び普及状況に(ウ)として「財団法人日本体育協会に正加盟又は準加盟団体であること」を付け加えた。鶏と卵の関係のようでもあるが、本会としては日本体育協会への加盟状況を審査対象としたい。

- 第4号議案及び第5号議案について何かご質問・ご意見等ございますか。無いようでしたらご承認いただけますか。
- 意義無し。
- 意義無しと認め、第4号議案及び第5号議案は原案のとおり承認することにいたします。それでは、役・職員倫理規程及び加盟審査要項の各付則のところに3月15日と日付を記入願います。

その他

- 郡市町村体育協会連絡会議については、郡市選出の理事の方々に例年ご尽力を賜っているのので、理事会終了後お集まりいただきご協議願いたい。

以上全議事を終了し14時59分閉会。